

3 森林法

〔開発行為の許可〕（第10条の2）

<p>法の趣旨</p>	<p>林地開発許可制度は、次のような観点から、森林の適正な利用を確保することを目的としています。</p> <p>森林は、災害の防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。</p> <p>また、開発行為に伴い一旦その機能が破壊されてしまうと、これを回復することは非常に困難となります。</p> <p>したがって、開発行為を行うに当たっては、森林の持つ公益的な働きが著しく損なわれることのないように適正に行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあります。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>林地開発許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、開発行為に係る森林の面積が1ヘクタールを超えるものです。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為にあつては、開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを超えるものが対象となります。</p> <p>※ 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては、道路（路肩部分及び屈曲部分又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルを超えるもの。</p>
<p>許可の必要な区域</p>	<p>林地開発許可制度の対象となる森林は、森林法第5条の規定により都道府県知事がたてる地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）です。</p>
<p>許可の基準</p>	<p>次のいずれにも該当しないと認められることです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。（災害の防止） 2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。（水害の防止） 3 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。（水源のかん養） 4 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。（環境の保全）

<p>許 可 権 者</p>	<p>知事 (面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るものは、農林事務所森林林業部長が専決)</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>本庁 農林水産部 森林保全課 出先 各農林事務所 森林林業部 森林土木課</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph TD Applicant[申請者] -- 申請 --> ForestryOffice[農林事務所] ForestryOffice -- 許可 (10ha未満) --> Applicant ForestryOffice -- 副申 (10ha以上) --> ForestryConservation[森林保全課] ForestryConservation -- 諮問 --> ReviewCommittee[森林審議会 (200ha以上)] ReviewCommittee -- 答申 --> ForestryConservation ForestryConservation -- 許可 (10ha以上) (事務所経由) --> Applicant ForestryOffice <--> 照会 LocalGov[市町村] LocalGov -- 意見 --> ForestryOffice </pre>
<p>備 考</p>	